☆危険ごみに関するお知らせ

10月1日より危険ごみの指定袋の利用が始まっています。



危険ごみの対象物は

火災の原因 となるごみとなります。

- 1 スプレー缶(エアゾール缶)※ライター用オイ ル補充缶を含む。
- 2 ライター類
- 3 電池類(充電池含む)
- 4 バッテリー内蔵で取り外しができない小型家電 の本体(コード等付属品は除く)

カミソリやワレモノは「<u>もえないご</u>

み」で収集していますのでご注意願います。

注目 出し方について

- 1 それぞれの対象物を、透明な小袋に分別して、口をしばってから指定袋に入れて出して ください。 (ライター、電池類などを入れる小袋として、**指定袋の外装袋**などを使うこ とをおすすめします。)
- 2 指定袋から、ごみがはみ出さない様にしてください。
- 3 電池が大量にある場合は、袋が破けて散乱する原因になるため、複数の指定袋(5ℓ)に分散して出してください。

※目安として、1袋あたり5kg程度になるようにご協力願います。

車両用、船舶用、バイク用のバッテリーは収集できません。販売店に引き取りを依頼するか、 平取町外2町衛生施設組合まで直接搬入をお願いします。

2度目になりますが、カミソリやワレモノは「もえないごみ」になりますのでご注意願います。 また、もえないごみに電池が残ったままのおもちゃ等が出ています。電池は取り外して危険ごみで 出してください。